代用有価証券の掛目の変更に伴う

「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等の一部改正について

I. 改正趣旨

代用有価証券の代用価格算出のために時価に乗ずべき率について、直近の市場実勢を踏ま えた水準に見直しを行うこととし、証券取引等清算業務について規定する「先物・オプショ ン取引に係る取引証拠金等に関する規則」等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

Ⅱ. 改正概要

- 時価に乗ずべき率の見直し
 - ・ 代用有価証券のうち債券の代用価格算出のために時価に乗 | ・先物・オプション取引 じる率について、直近の市場実勢を踏まえた水準に変更を行 う。

(備 考)

- に係る取引証拠金等に 関する規則 別表1
- ・業務方法書の取扱い 別 表第1

Ⅲ. 施行日

2019年1月15日から施行する。

以上

「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

- 1. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則
- 2. 業務方法書の取扱い

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

別表1

代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する 表

新

1 (略)

2 前項の有価証券の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。

有価証券の種類		時価	時価に乗ずべき率
	日本証券業協会 が売買参考統計 値を発表するも の	当参値平(動あは平財公連を値)売続う均価債の当値省す係じ売続う均価値の当値省す係じ買計ち値連にて該にがる数た	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの100分の97 c 残存期間5年超10年以内のもの100分の97 d 残存期間10年超20年以内
国(国っ債引務で象すに債価債で店清に清取る限証連には頭算お算引も。券動あ国取業い対との)	売がな国内引場の 意表ものをにれて があるでは、 できるでは、 であるでは、 であるでは、 であるでは、 であるでも、 であるでも、 でもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでも	金融 引 1)る価の 高所に最格 (注 2)	のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91 (2) 変動利付国債 a 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 99 c 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 99 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 99 d 残存期間 1 年起 5 年以内のもの 100 分の 99 d 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 99 c 残存期間 1 年超 20 年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 20 年以内のもの 100 分の 95 c 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 95 c 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 95 c 残存期間 30 年超のもの 100 分の 95 c 残存期間 30 年超のもの 100 分の 95 c 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 95 c 残存期間 30 年超のもの 100 分の 95 c 残存期間 30 年超のもの 100 分の 95 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 95

別表1

代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する 表

旧

1 (略)

2 前項の有価証券の種類、時価及び当社の定める 率は以下のとおりとする。

有価詞	証券の種類	時価	時価に乗ずべき率
国(物国の債質価値で店) 新動あ国取業	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当参値平(動あは平財公連を値ぎ考の均物国つ、均務表動乗)売続う均価債つ当値省す保じ買計ち値連にて該にがる数た	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本 関債、物価連動国債、分離元本 国債を除く。) a 残存期間 1 年以内のもの 100分の 99 b 残存期間 5 年超 10 年以内 のもの 100分の 97 c 残存期間 5 年超 10 年以内 のもの 100分の 97 d 残存期間 10 年超 20 年以内 のもの 100分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内 のもの 100分の 94 f 残存期間 3 0 年超のもの 100分の 92 (2)変動利付国債 a 残存期間 1 年以内のもの 100分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内の もの 100分の 99 c 残存期間 5 年超 10 年以内 のもの
引務て象すに清に清取る限のは、「おりない。」では、「おりない。」では、「おりない。」では、「おりない。」では、「おりない。」では、「おりない。」では、「おりない。」では、「おりない。」では、「おりない いっぱい はいい はいかい かいかい かいがい かいがい はいかい かいがい かいがい	売買参考統計値に が発表もの金融を を を は 内 引 所 に れ て る の を お い の る に れ り の の る に お に れ て る に お に れ て れ て れ る に れ る に れ る と も る と も る と も る と も る も る も る も る も	金融 南 引 1 1 3 名 M で 1 1 3 名 M で 1 1 3 名 M で 2 2 1 2 2 1 4 2 1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの

100 分の 97

								1
			d 残存期間 10 年超 20 年以内 のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内 のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 90					d 残存期間 10 年超 20 年以内 のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内 のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 90
(略)					(略)			
	(略)					(略)		
外国国行証券	ドイツ連邦共和 国政府の発行す るユーロ建債券	フラルにおいる最終を記れる。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100分の95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100分の93 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100分の92 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100分の90 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100分の87 (6) 残存期間 30 年超のもの 100分の87		外 国 国 債 证券	ドイツ連邦共和 国政府の発行す るユーロ建債券	フラントお日の気を記れる。	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100分の 95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100分の 93 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100分の 92 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100分の 89 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100分の 88 (6) 残存期間 30 年超のもの 100分の 88
	(略)					(略)		
(略)					(略)			
(注) 1.	~6. (略)			()	注)1.~	~6. (略)		
3 (略))			3	(略)			
× 0.3h			月15日)					
この奴	止規正は、平局	X31年1/	月15日から施行する。					

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

別表第1

別表第1

代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する 表

新

1 業務方法書第15条の2第4項及び第5項、第16 1 業務方法書第15条の2第4項及び第5項、第 条第5項及び第6項、第52条第3項及び第4項 並びに第70条第3項及び第4項に定める当社が 適当と認める有価証券の種類並びに当社が定め る時価及び率は以下のとおりとする。

有価証券の種類		時価	時価に乗ずべき率	
国(国っ債引債価債で店清証連には頭算券動あ国取業	日本証券業協会計を変を発表するもの	当参値平(動あは平財公連を値ぎ考のり物国っ、均務表動乗)売続う均価債の当値省す係じ買計ち値連にて該にがる数た	(1) 国債証券(変動利付国債、物価運動国債、分離元本 振智債及び分離 利息振替国債を除く。) a 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91 (2) 変動利付国債 a 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 91 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 99 c 残存期間 5 年超 10 年以内	
務で象すにに清取るる。	売買参考統計値値いち 電発表ものを をおいるののではないのである。 取り引いまします。 もの	金融 高所 (注 1)る価 (注 2) (注 2)	100 分の 99 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 99 (3) 物価連動国債 a 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 96 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 95 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 95 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 95 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 95 f 残存期間 1 年以内のもの	

旧

代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する 表

16条第5項及び第6項、第52条第3項及び第4 項並びに第70条第3項及び第4項に定める当社 が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定 める時価及び率は以下のとおりとする。

有価証券の種類		時価	時価に乗ずべき率	
国や国の債引債価債で店清証連には頭算券動あ国取業	日本証券業協会 が売買参考統計 値を発表するも の	当参値平(動あは平財公連を値 該考の均価債の当値省す係じ 賈計ち値連にて該にがる数た	(1) 国債証券(変動利付国 債、物価運動国債、分離元本替 国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内の もの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内の のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内の もの 100分の97 d 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の92 (2)変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年以内のもの 100分の99 c 残存期間1年以内のもの 100分の99 c 残存期間1年以内のもの 100分の99 c 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内	
務て象すに限るる。)	売買参考統計では 一変を考えないの 一変を表するのでである。 一変を表するのでである。 一変を表するのでである。 である。 であるできまする。 できまする。 できまる。 できまる。 できまる。 できまる。 できる。 でる	金融 引 (注 1)る価 (注 1)る価 (注 2) (注 2)	のもの 100 分の 99 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 99 (3) 物価連動国債 a 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 b 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 95 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 94 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 94 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 94	

			100 分の 97 c 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 96 f 残存期間 30 年超のもの
			100 分の 90
(略)			
	(略)	ı	
外国国债証券	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	フランク市 フルトおけの 気を を を を を を を を は に が り の 気 に の 気 に の 気 に の り る に る と る と る と る と る と る と る と る と る と	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100分の 95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100分の 95 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100分の 95 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100分の 96 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100分の 87 (6) 残存期間 30 年超のもの 100分の 87
1	(略)		1

(注) 1.~4. (略)

 $2\sim7$ (略)

付 則(平成31年1月15日) この改正規定は、平成31年1月15日から施行する。

		b 残存期間1年超5年以内の もの		
		100 分の 97 c 残存期間 5 年超 10 年以内 のもの 100 分の 97 d 残存期間 10 年超 20 年以内 のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内 のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 90		
(照各)				
ドイツ連邦共和 国政府の発行す るユーロ建債券	フランク カー リント お 日 の 気 配 相 場 配 相 場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100分の 95 (2) 残存期間 1年超 5年以内のもの 100分の 93 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100分の 92 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100分の 89 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100分の 88 (6) 残存期間 30 年超のもの 100分の 88		
	ドイツ連邦共和 国政府の発行す	フランク フルト市 フルト市 フルト市 場に計り るニーロ建債券 最終の気		

(注) 1.~4. (略)

 $2 \sim 7$ (略)